

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和6年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 ※身体又は精神に法の定める程度の障害(身障手帳1、2、3、4級の一部又は療育手帳A、Bの一部程度の障害)のある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給手当。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 特別児童扶養手当の認定請求の受理、認定、認定結果の通知 障害児の福祉の増進に寄与するとともに、在宅障害児の監護、養育者に対する介護料的な支給を目的に、新規申請に基づき認定審査、支給決定、結果通知の送付 特別児童扶養手当の額改定届の受理、内容審査、結果の通知 対象児童の障害程度が軽度に変更、又は監護しなくなったときに、届出に基づき内容審査、減額決定、結果通知の送付 特別児童扶養手当の額改定請求書の受理、内容審査、結果の通知 対象児童の障害程度が重度に変更、又は障害児童数が増加したときに、申請に基づき内容審査、増額決定、決定通知の送付 特別児童扶養手当の所得状況届の受理、内容審査、結果の通知 当年8月から翌年7月までの手当支給要件(所得制限等)を確認するため、一定期間内に届出受理、内容審査、期間更新決定、決定通知の送付 氏名、住所、支払方法変更届の受理、内容確認、特別児童扶養手当証書の交付及び返付 各種変更届(住所、受給者氏名、金融機関等)に基づき、届出受理、内容審査、変更決定、決定通知の送付 未支払特別児童扶養手当請求書の受理、特別児童扶養手当支払通知書の交付 支給停止消滅事由(所得金額、控除額、扶養人数等の変更)に基づき、内容審査、支給再開決定、決定通知の送付 特別児童扶養手当資格喪失届の受理、特別児童扶養手当資格喪失通知書の交付 資格喪失自由(死亡、市外転出、その他)に基づき、内容審査、資格喪失決定、決定通知の送付
③システムの名称	福祉総合情報システム(児童福祉システム)、システム連携基盤、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

特別児童扶養手当情報

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 别表第1の46の項 ・川崎市行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の66の項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 别表第2の9の項、12の項、15の項、16の項、19の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項、110の項、116の項、120の項</p>
---------	--

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

- ・健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号: 044-200-2653
- ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当)
住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号: 044-200-2108

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

- 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号: 044-200-2653

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第1の46の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第37条第1号、第2号及び第3号)、番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の46の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第37条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 (省略) 【情報提供】 (省略) 87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号及び第4号)、116の項	【情報照会】 (省略) 【情報提供】 (省略) 87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、116の項	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 関連情報(7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先)	(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 (省略) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第3号及び第4号)、19の項、26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、30の項、56の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第9号)、57の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第31条第1号、第2号、第5号及び第6号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、116の項	【情報照会】 (省略) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の9の項、12の項、15の項、16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号及び第8号)、19の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条の2第1号及び第2号)、26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、56の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第10号)、57の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第31条第1号、第2号、第5号及び第6号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、110の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条の3第1号、第2号及び第3号)、116の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2第1号、第2号、第3号及び第4号)、120の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の3第1号及び第2号)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 下浦健	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 砂川康弘	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年6月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年6月1日時点	平成29年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 砂川康弘	障害福祉課長	事前	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(1. 対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(3. 重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	リスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

